

<p>一三号、第三〇三六・二二一号の一、第三〇三六・二二一号の一、第三〇三〇六・二三号の一、第三〇三七・五九号の二、第三〇三七・六〇号又は第三〇三七・九九号の二の四のAに掲げる物品</p> <p>関税率表第三〇二・七〇号の一に掲げる物品のうち にしん(クルベア属のもの)の卵</p> <p>関税率表第三〇四・一〇号の二(二)に掲げる物品のうち バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ、たい及びさめ</p> <p>関税率表第三〇四・二〇号の二に掲げる物品のうち まぐろ(トウヌス属のもの)、かじき(まかじき科又はめかじき科のもの)及びめろ(デイスステイクス属のもの)以外のもの</p> <p>関税率表第三〇七・九一号の四(二)に掲げる物品のうち 赤貝(生きているものに限る。)、うに及びくらげ</p> <p>関税率表第三〇七・九九号の一(三)又は二の(三)に掲げる物品のうち うに及びくらげ</p>	<p>関税率表第三〇七・九一号の四(二)に掲げる物品のうち 赤貝(生きているものに限る。)、うに及びくらげ</p> <p>関税率表第三〇七・九九号の一(三)又は二の(三)に掲げる物品のうち うに及びくらげ</p>
<p>三</p> <p>関税率表第四〇八・九九号に掲げる物品</p>	<p>二 同上</p>
<p>四 (省略)</p>	
<p>五</p> <p>関税率表第七〇三・一〇号の二、第七〇七・四・一〇号、第七〇七・四・二〇号、第七〇七・四・九〇号、第七〇七・五・一一号、第七〇七・五・一九号、第七〇七・六・一〇号、第七〇七・七・〇〇号、第七〇七・八・一〇号、第七〇七・八・二〇号、第七〇七・八・九〇号、第七〇七・九・二〇号、第七〇七・九・四〇号、第七〇七・九・七〇号、第七〇七・一一・三二号、第七〇七・一二・三三号又は第七〇七・一二・三三号に掲げる物品</p> <p>関税率表第七〇三・九〇号に掲げる物品のうち</p>	

<p>ねぎ以外のもの</p> <p>関税率表第〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうち</p> <p>ごぼう以外のもの</p> <p>関税率表第〇七〇九・九〇号の二に掲げる物品のうち</p> <p>かぼちゃ</p> <p>関税率表第〇七一二・三九号に掲げる物品のうち</p> <p>しいたけ以外のもの</p> <p>関税率表第〇七一二・九〇号の二に掲げる物品のうち</p> <p>ばれいしよ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)及びたけのこ以外のもの</p>	<p>六</p> <p>関税率表第〇八〇四・三〇号の二、第〇八一・九〇号の一の(四)又は第〇八一三・一〇号に掲げる物品</p> <p>関税率表第〇八一・九〇号の二の(三)に掲げる物品のうち</p> <p>桃及びなし</p> <p>関税率表第〇八一三・四〇号の二に掲げる物品のうち</p> <p>パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル以外のもの</p>	
		<p>三</p> <p>関税率表第〇七一二・三二号、第〇七一二・三三号又は第〇七一二・三三号に掲げる物品</p> <p>関税率表第〇七一二・三九号に掲げる物品のうち</p> <p>しいたけ以外のもの</p> <p>関税率表第〇七一二・九〇号の二に掲げる物品のうち</p> <p>ばれいしよ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)</p>

<p>一〇 関税率表第一二一〇・一〇一〇号 第一二二〇・二二〇号又は第一二二一・二二〇号に掲げる物品</p>	<p>九 品 関税率表第一一〇四・二二二号の二又は第一一〇四・三三〇号に掲げる物品</p>	<p>八 関税率表第一〇〇八・一〇一〇号の二に掲げる物品</p>	<p>七 (省略)</p>	
--	---	--------------------------------------	-------------------	--

			<p>五 同上</p>	<p>四 関税率表第一〇八二・一一一號の二、第一〇八二・一二二號の二、第一〇八二・三〇〇號の二又は第一〇八〇七・二二〇號に掲げる物品 関税率表第一〇八四・四〇〇號に掲げる物品のうち 生鮮のもの 関税率表第一〇八一・九〇號の一の(五)に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ 関税率表第一〇八一・三・四〇號の二に掲げる物品のうち パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ</p>
--	--	--	-----------------	--

一	<p>関税率表第一三〇二・一四号の一、第一三〇二・一九号の一若しくは二の(ロ)のA又は第二三〇二・三二号に掲げる物品</p>
二	<p>関税率表第一五〇四・三〇号の二、第一五〇五・〇〇号の二、第一五・九〇号の三、第一五・七・九〇号の三又は第一五二二・〇〇号の一に掲げる物品</p>
三	<p>関税率表第一六〇二・三三号の二の(イ)、第一六〇二・三九号の二の(イ)、第一六〇五・一〇号の一、第一六〇五・二〇号の二、第一六〇五・三〇号の二又は第一六〇五・四〇号の一の(ロ)に掲げる物品 関税率表第一六〇二・二〇号の二に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの以外のもの 関税率表第一六〇四・二〇号の一の(イ)に掲げる物品のうち たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)(のもの) (気密容器入りのものに限る。)</p>
四	<p>関税率表第一七〇二・二〇号、第一七〇二・九〇号の四の(イ)、第一七〇三・一〇号の二又は第一七〇三・九〇号の一に掲げる物品</p>

六	<p>関税率表第一五二五・九〇号の三又は第一五二二・九〇号の二に掲げる物品</p>
七	<p>関税率表第一六〇二・二〇号の二、第一六〇二・三三号の二の(イ)、第一六〇二・三九号の二の(イ)、第一六〇二・三三号の二の(ロ)、第一六〇二・三九号の二の(ロ)、第一六〇二・三九号の二の(イ)、第一六〇二・三九号の二の(ロ)、第一六〇二・三九号の二の(イ)、第一六〇二・三九号の二の(ロ)に掲げる物品 関税率表第一六〇四・二〇号の一の(イ)に掲げる物品のうち たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)(のもの)</p>

	<p>一五 関税率表第一九〇四・一〇号の三、第一九〇四・二〇号の三、第一九〇四・九〇号の四又は第一九〇五・九〇号の一若しくは二に掲げる物品</p>	<p>八 関税率表第一九〇五・一〇号、第一九〇五・四〇号又は第一九〇五・九〇号の一に掲げる物品</p>	<p>(気密容器入りのものに限る。)</p>
<p>一六 関税率表第二〇〇二・九〇号の一、第二〇〇三・一〇号の一、第二〇〇三・九〇号の一、第二〇〇五・四〇号の一の(一)、第二〇〇五・五九号の一、第二〇〇五・九〇号の一の(一)若しくは二の(五)のAの(a)、第二〇〇六・〇〇号の一、第二〇〇八・一一号の一の(一)若しくは二の(一)、第二〇〇八・一九号の二の(一)Dの(a)、第二〇〇八・四〇号の二の(一)のA若しくは(一)のA、第二〇〇八・六〇号の二の(一)、第二〇〇八・七〇号の一の(一)のA若しくは二の(一)、第二〇〇九・三二号の二の(一)のA、第二〇〇九・三九号の二の(一)のA、第二〇〇九・八〇号の二の(一)又は第二〇〇九・九〇号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第二〇〇八・一九号の一の(一)のBに掲げる物品のうち くり(気密容器入りのもので、容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いつたものを除く。)</p> <p>関税率表第二〇〇八・九二号の一に掲げる物品のうち 砂糖を加えたもの</p> <p>関税率表第二〇〇九・八〇号の二の(一)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの以外のもの</p>			
<p>一七 関税率表第二〇〇一・一一号の二SのB、第二〇〇一・二〇号の二Sの(一)若しくは二SのB、第二〇〇三・三〇号の二Sの(一)、第二〇〇三・四〇号の二Sの(一)又は第二〇〇六・九〇号の二Sの(一)のEの(a)のロ若しくは(一)のロ若しくは(一)のロ若しくは(一)に掲げる</p>			

<p>物品</p> <p>関税率表第二一〇六・九〇号の二の(一)のEの(b)のハの(ロ)のIIの(三)に掲げる物品のうち</p> <p>ひじき (ヒジキア・フスイフォルミス) その他の第二一二二・二二〇号の物品のもの以外のもの</p>	<p>一八</p> <p>関税率表第三〇九・一〇号の一又は第三三〇九・九〇号の二の(一)のB若しくは(二)のBの(ロ)の(イ)のII若しくは(ロ)に掲げる物品</p>	
---	---	--

	<p>九</p> <p>関税率表第二〇〇一・九〇号の二の(一)、第二〇〇二・九〇号の一、第二〇〇三・一〇号の一、第二〇〇三・九〇号の一、第二〇〇五・四〇号の一の(一)、第二〇〇五・五九号の一、第二〇〇五・七〇号の一、第二〇〇五・九〇号の一の(二)若しくは二の(四)のAの(イ)、第二〇〇六・〇〇号の一、第二〇〇八・一一号の一の(一)若しくは二の(一)、第二〇〇八・四〇号の二の(一)のA若しくは(二)のA、第二〇〇八・五〇号の二の(一)、第二〇〇八・六〇号の二の(一)、第二〇〇八・七〇号の二の(一)、第二〇〇八・九一號、第二〇〇九・八〇号の二の(一)又は第二〇〇九・九〇号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第二〇〇八・一九号の一の(一)のAに掲げる物品のうち カシューナット</p> <p>関税率表第二〇〇八・一九号の一の(一)のBに掲げる物品のうち くり (気密容器入りのもので、容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限り、かつ、いったものを除く。)</p> <p>関税率表第二〇〇八・一九号の二の(一)のBに掲げる物品のうち カシューナット (いったものに限り。)、マカダミアナット、ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット</p> <p>関税率表第二〇〇八・一九号の二の(二)のAに掲げる物品のうち</p>	
--	--	--

二六	(省略)
二五	(省略)
二四	(省略)
二三	(省略)
二二	関税率表第五〇〇七・二〇号又は第五〇〇七・九〇号に掲げる物品
二一	(省略)
二〇	(省略)
一九	(省略)

一八	同上
一七	同上
一六	同上
一五	同上
一四	関税率表第五〇〇五・〇〇号の一、第五〇〇七・二〇号又は第五〇〇七・九〇号に掲げる物品
一三	同上
一二	同上
一一	同上
一〇	関税率表第二一〇一・二〇号の一の(ア)、第二一〇一・三〇号、第二一〇二・二〇号の一、第二一〇四・一〇号又は第二一〇六・九〇号の二の(イ)のEの(b)のロの(イ)に掲げる物品
	マカダミアナット(いつたものを除く。) 関税率表第二一〇八・九九号の二の(イ)のBの(b)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの 関税率表第二一〇九・八〇号の二の(イ)に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの以外のもの

二八	二七
(省略)	(省略)

二〇	一九
同上	同上

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）

（保税地域からの引取りに係る納税管理人）

第二十一条の二 保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項を処理させるため国税通則法第一百七十一条（納税管理人）に規定する納税管理人（以下この条において「納税管理人」という。）を定めなければならない者が関税法第九十五条第一項（税関事務管理人）に規定する税関事務管理人を定めなければならない者である場合には、当該税関事務管理人を保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項を処理させるための納税管理人として定めなければならない。この場合において、国税通則法第一百七十一条の規定の適用については、同項中「住所又は居所を有する者」とあるのは、「住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する者」とする。

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）

（納税管理人）

第一百七十七条（省略）

2 納税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長（保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項のみを処理させるため、納税管理人を定めたときは、当該消費税等の納税地を所轄する税関長）にその旨を届け出なければならない。その納税管理人を解任したときも、また同様とする。

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）

（納税管理人）

第一百七十七条 同上

2 納税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長にその旨を届け出なければならない。その納税管理人を解任したときも、また同様とする。